

さくら苑 ショートステイ 管理運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人初花会が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当る従業者（以下「従業者」という。）が要介護（要支援）状態にある高齢者（以下「高齢者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護（要支援）者の心身の特性を踏まえて、その居宅にいて有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当っては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 さくら苑 ショートステイ
- 二 所在地 福岡県築上郡吉富町大字別府 655 番地 1

(入所定員)

第4条 指定短期入所生活介護及び介護予防指定短期入所生活介護の入所定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 1ユニット
- (2) 併設ユニット型 10名

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設の従業者の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとし、併設の特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとする。

- (1) 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を監督指導する。
- (2) 医師 1名（非常勤専従）

医師は、利用者の健康管理・保健衛生指導等をおこなう。

(3) 生活相談員 1名（常勤兼務）

生活相談員は、利用者及び家族との生活相談、入退所に於ける事務手続き及び処遇に関する相談や苦情対応等の業務を担うこととする。

(4) 介護及び看護職員

介護職員 2名（常勤専従）

看護職員 1名（常勤専従）

介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を担い、看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理を担うこととする。

(5) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を担い、それに伴う介護職員へ指導等を行うこととする。

(6) 管理栄養士 1名（常勤兼務）

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

(7) 事務職員 4名（常勤兼務）

事務職員は必要な事務を担うこととする。

（利用者に対するサービスの内容）

第6条 利用者に対するサービスの内容は次のとおりとし、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう利用者の心身の状況に応じて、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づいて行うこととする。

- 1 必要な居室の提供を行う。
- 2 入浴（一般浴・器械浴）、排泄、食事等の介護及び日常生活全般の介助を行う。
- 3 利用者又は家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。
- 4 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクレーション行事を行う。
- 5 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活上必要な機能を回復或いは減退を防止するための機能訓練を行う。
- 6 利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- 7 利用者又は家族の希望により、送迎サービスを行う。
- 8 利用者の身体・疾病等の状態により、療養食を提供する。

（指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護費用等）

第7条 施設は、指定（介護予防）短期入所生活介護の費用として介護報酬の告示上の額（法定代理受領サービスである場合はその1割に額）の支払いを受けるものとする。

- 2 滞在に要する費用としては、1日 1,970円（基準費用額）
- 3 食事の提供に要する費用としては、1日 1,380円（基準費用額）

- 4 その他事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 6 事業者は、本条第2及び第3項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は下記のとおりとする。

吉富町、上毛町、豊前市、築上町、大分県中津市、大分県宇佐市

(サービス提供にあたっての留意事項)

- 第9条 指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、予め利用者又はその家族に対し、運営規定の概要・従業員の勤務の体制その他の利用者サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者またはその家族の同意を得るものとする。
- 2 指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証の内容を確認し、居宅介護サービス及び介護予防サービスの提供に努めることとする。
 - 3 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対し、指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。又、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。
 - 4 施設は、利用者が入院治療を必要とする場合やその他利用者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、居宅介護支援専門員等と協力し適切な措置を講ずることとする。
 - 5 利用者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
 - 6 施設は、利用者の病状の急変その他緊急事態が発生した時は、速やかに家族に連絡する等の措置を講じなければならない。

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 利用者は火気の取り扱いに注意しなければならない。
- 2 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取り扱い要領に従い、当該設備を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 3 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為を行ってはならない。
- 4 利用者は事業所の安全衛生を害する行為を行ってはいけない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 1 消火・通報及び非難の訓練（年2回）
- 2 消防設備、施設等の点検及び整備
- 3 従業者の火気の使用又は取りに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、その提供した師弟短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦

情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関し、介護保険法 23 条の規定による県及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該県及び市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第 16 条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(その他)

第 18 条 この規定に定める事項のほか、施設の運営及び管理について必要な事項は社会福祉法人初花会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

本規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する

